

29北九環監環第1831号

平成30年5月22日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

北九州市長 北 橋 健 治

「ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」に
対する意見について

電気事業法第46条の13により読み替えて適用される環境影響評価法第20
条第4項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出し
ます。

1 廃棄物について

本事業実施区域は、過去に廃棄物等を埋め立てた場所であるため、今後の工事に当たっては関係法令を遵守し新たな環境負荷を生じないよう適切な対策を講ずること。

2 生物種への影響について

(1) 動物について

本事業計画によるチュウヒ等重要な種の飛翔経路に及ぼす影響を立体的に評価し、その結果を環境影響評価書に記載すること。

また、評価の結果により予測の不確実性の程度が大きい場合は適切なタイミングで事後調査を実施し、必要に応じ適切な対策を講ずること。

(2) 植物について

本予測・評価において適地への移植や播種を行うとされているミゾコウジュ、リュウノヒゲモ、カワツルモについて、専門家の指導・助言を得ながら適地及び移植の時期等を選定すること。また、移植を行った後の生育状況について、事後調査を実施し、必要に応じ適切な対策を講ずること。

3 温室効果ガスの排出削減について

本事業は、「最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況（BATの参考表）」（平成26年4月）に記載されている方式の採用に努めることとしているが、同表は平成29年2月に更新されるなど発電技術の革新スピードは非常に速いため、今後も引き続き、運転開始時期における最新の発電技術の採用の検討を継続すること。

また、本市は平成29年11月に環境基本計画を改定し、今後、5年ごとの実行計画等の見直しを通じて、国の長期目標（2050年80%削減）を実現した「超低炭素社会」を目指すこととしており、運転開始以降も、同長期目標の達成に向け、最新の温室効果ガスの排出削減対策が実用化された場合は積極的に採用する等、その時々において、最善の対策を講ずるよう努めること。